

ごみ出し支援団体
向け

草津市高齢者等ごみ出し支援事業の手引き

令和 8 年 1 月

草津市



草津市 HP（支援団体向けページ）

<目次>

1. 高齢者等ごみ出し支援団体登録について	
1-1 登録できる団体	… 1
1-2 団体登録の手続き	… 1
1-3 団体登録の変更の手続き	… 2
2. コミュニティ支援型ごみ出し支援の実施について	
2-1 利用申請の手続き	… 2
2-2 申請内容の変更の手続き	… 3
2-3 休止・中止・再開の手続き	… 3
3. 高齢者等ごみ出し支援実績報告・奨励金申請手続きについて	… 4
連絡先	… 4

1. 高齢者等ごみ出し支援団体登録について

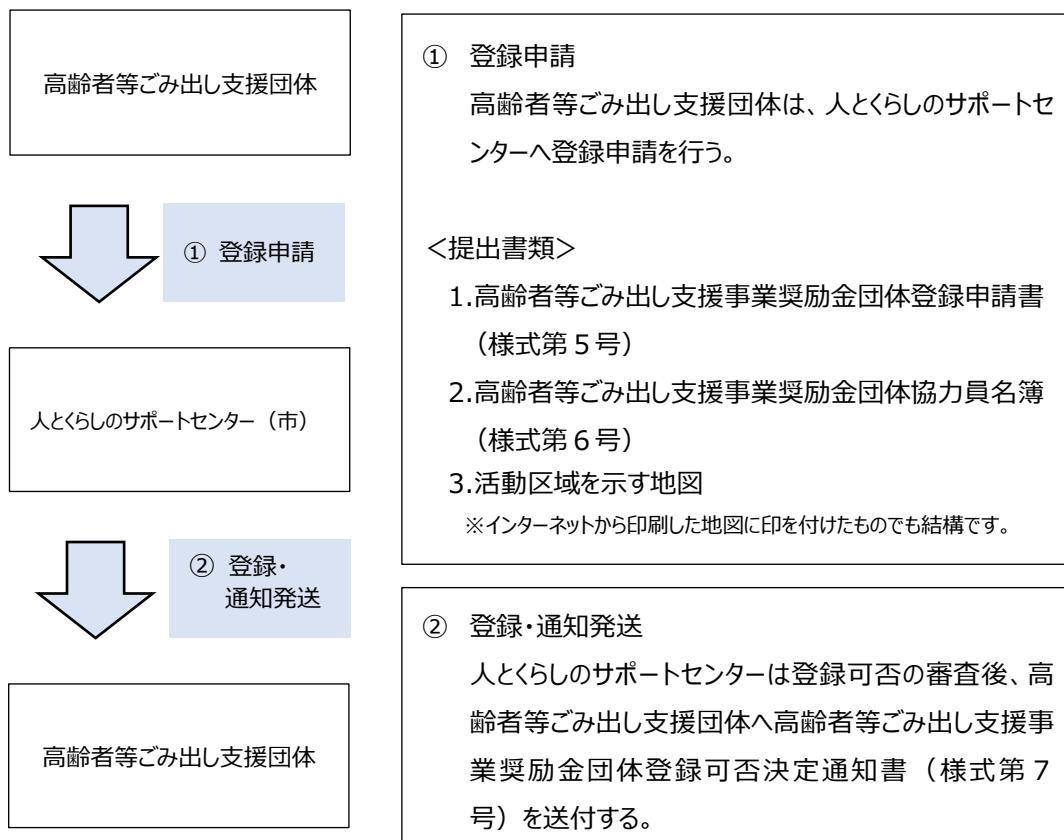
1-1 登録できる団体

代表者が市内在住または市内に主たる事務所のある、任意の2名以上のグループ

例) 市内に所在する地域団体、お隣さん同士、お知り合い、ご近所さん同士のグループ 等

- ① 政治活動や宗教活動を目的としないこと
- ② 営利を目的としないこと
- ③ 団体の主たる事務所が市内であること
- ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団もしくは第6号に規定する暴力団員またはこれらと密接な関係を有していないこと

1-2 団体登録の手続き

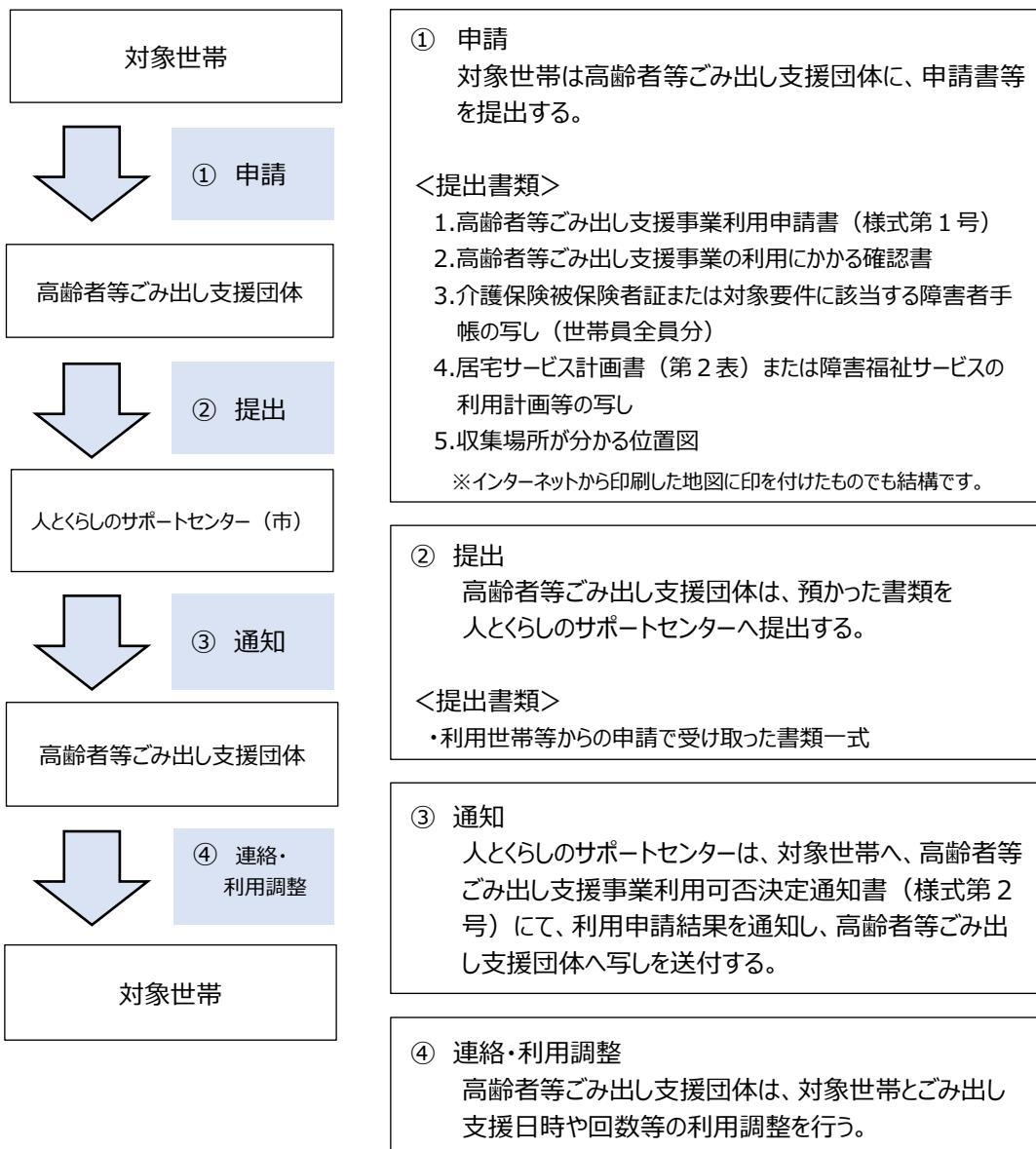


1 – 3 団体登録の変更の手続き

登録内容に変更があった場合や、活動を休止・廃止する場合には、人とくらしのサポートセンターへ高齢者等ごみ出し支援事業奨励金団体登録事項変更・廃止届（様式第8号）の届出が必要です。その際、団体の代表者を除く協力者や協力者数に変更があった場合でも、2名以上の協力者数を確保できている場合は、届出は不要です。

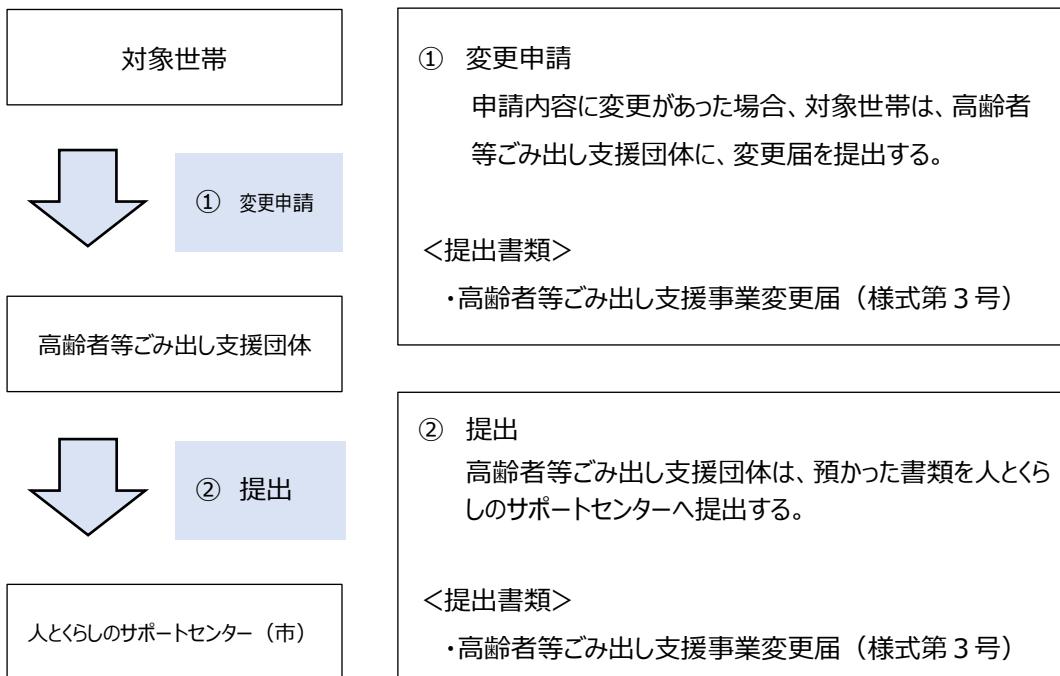
2 . コミュニティ支援型ごみ出し支援の実施について

2 – 1 利用申請の手続き



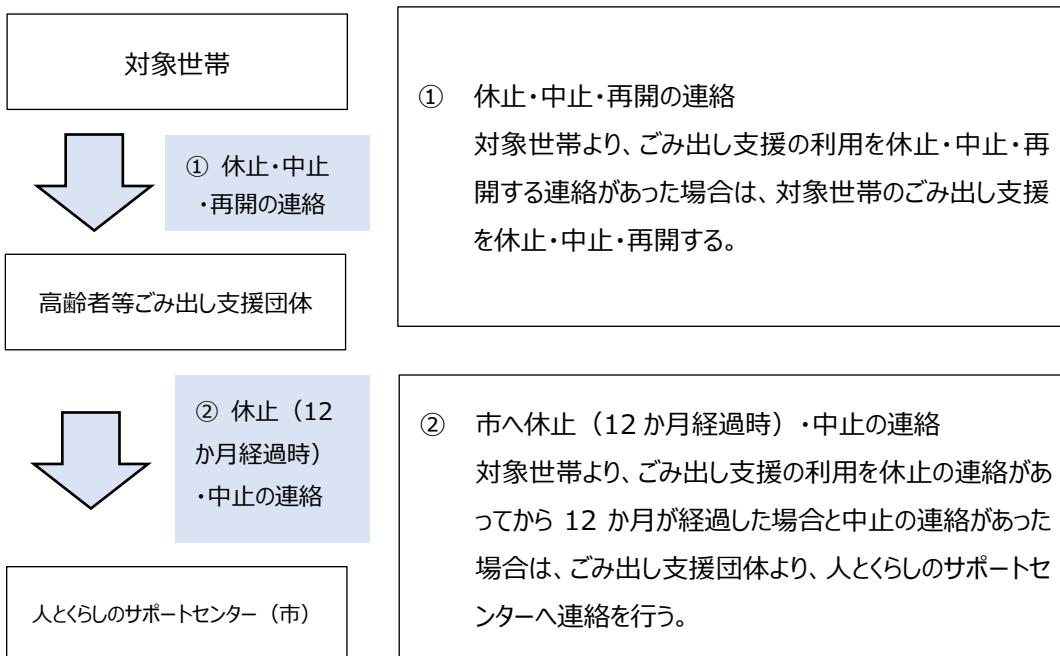
※利用が決定したら、支援団体は、対象世帯の自宅から家庭系ごみ（粗大ごみや処理困難物を除く）をごみ集積所に出してください。対象世帯と支援団体で、支援開始日や曜日、頻度、ごみの種類について調整を行ってください。

2-2 申請内容の変更の手続き

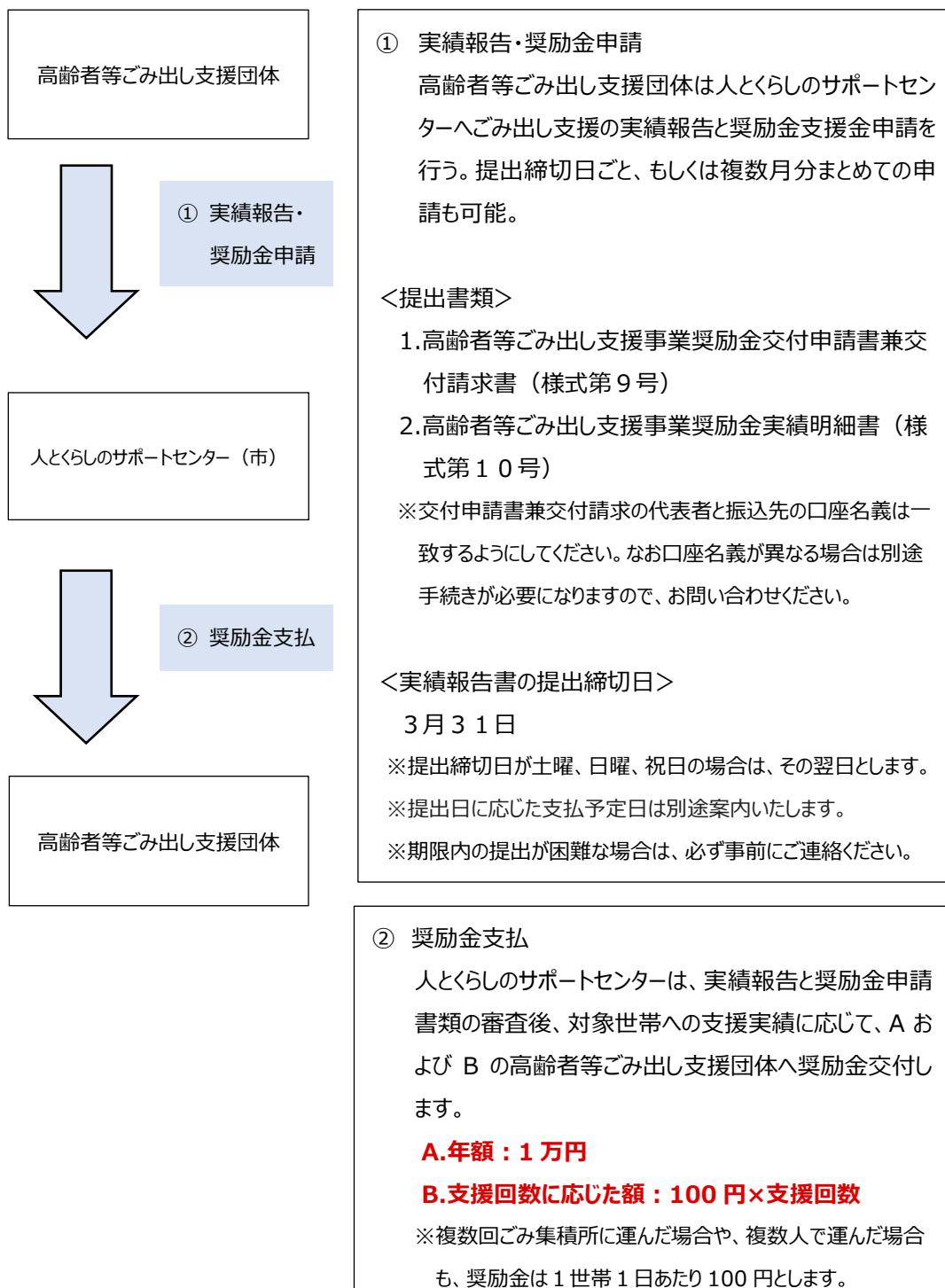


※申請事項の変更がある場合は、その都度届出が必要です。なお、介護保険区分等の変更があるものの、明らかに対象世帯に該当する場合は、変更の旨を市へご連絡ください（届け出は不要です）。

2-3 休止・中止・再開の手続き



3. 高齢者等ごみ出し支援実績報告・奨励金申請手続きについて



【連絡先】

草津市健康福祉部 人と暮らしのサポートセンター 地域保健係

TEL: 077-561-6865